

9月は高齢者向け悪質商法被害防止キャンペーン月間です

悪質商法やニセ電話詐欺による高齢者の被害が依然として後を絶たないことから、9月をキャンペーン月間と定め、県と県警と町が連携して啓発活動を実施します。

一人暮らしや、昼間自宅留守番をしている高齢者を狙った被害が増えていますのでご注意ください。

【事例】

昨日、「排水管の検査をしている。この地域を管轄している者だ。排水管高圧洗浄を1年に1回行わなければならない。」と来訪された。役場から来た職員と思い、排水管高圧洗浄を契約した。その後、役場ではそういったことをしていないと分かった。解約したい。

事例アドバイス

公共機関と勘違いさせ、うその説明をして契約させる事例が多発しています。さらに、最初の説明と違い、高額な金額を請求されることもあります。クーリング・オフの通知を業者に送付するようアドバイスしました。

◎クーリング・オフとは？

訪問販売や電話勧誘で契約した場合、契約書面を受け取った日から8日間は無条件で解約ができます。

クーリング・オフをする時は、

はがきで通知を出します。書き方は下記を参照ください。

※店舗での買い物は、クーリング・オフできません。

※テレビショッピングやカタログ通販、ネットショッピング

もクーリング・オフができません。返品に関する記載に従うこととなります。注文の前によく確認しましょう。

消費生活相談は「1888」へ！

悪質商法による被害、不適切な表示に関するトラブル、製品やサービスなどによる危険や危害などについて相談したいときは、局番なしの「1888」をご利用ください。

「1888泣き寝入り」と覚えてください。

クーリング・オフはがきの書き方

	□□□-□□□□
簡易書留	
事業者住所	
事業者名	
代表者名 様	
(クレジット契約のある場合には、信販会社宛も作成)	

はがき表面

通知書	
次の契約を解除します	
契約年月日	○年○月○日
商品名	○○○○○
契約金額	○○○○○円
販売会社名	株式会社○○
	(担当者名) △△△
クレジット会社	×××株式会社
	(通知を出した年月日)
	(自分の住所・氏名)

はがき裏面
クレジット会社宛

通知書	
次の契約を解除します	
契約年月日	○年○月○日
商品名	○○○○○
契約金額	○○○○○円
販売会社名	株式会社○○
	(担当者名) △△△
支払った代金○○円を返金し、商品を引き取ってください	
	(通知を出した年月日)
	(自分の住所・氏名)

はがき裏面
販売会社宛

はがきなどの書面に、「契約を解除する」旨を明記し、販売店宛に通知します。商品代金の一部または全部を支払い済みの場合は、支払った金額を返金するよう記載し、すでに商品を受領している場合には、引き取りを求めます。記入したはがきの両面のコピーをとって、保管しておきます。はがきは、郵便局の窓口に行き、「簡易書留」で証拠が残る方法で発送します。クレジット契約をした場合には、はがきをもう一枚用意し、クレジット会社にも同様の通知を出します。